

「日本農業遺産の認定」および「世界農業遺産への認定 申請の承認」について

「世界農業遺産」認定に向けて、昨年 6 月に農林水産省に申請した「森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」について、この度、下記のとおり「日本農業遺産の認定」および「世界農業遺産認定に向けた国連食糧農業機関 (FAO) への申請の承認」を得ましたので報告します。

記

1. 申請タイトル

「森・里・湖(うみ)に育まれる 漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」

2. 琵琶湖システムとは

水田営農と深く関連しながら発展してきた伝統漁業を中心に、豊かな生物多様性を育んできた農林水産業の仕組み。

※内容については別添パンフレットのとおりに。

3. 申請者

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会 (平成 30 年 3 月 29 日設立)

協議会役員 会長 滋賀県知事

副会長 滋賀県農業協同組合中央会会長

滋賀県漁業協同組合連合会会長

滋賀県市長会会長

幹事会・会員 1) 幹事：県内 19 市町農政関係課、県域団体

2) 会員：団体会員 110 団体、個人会員 551 名 (H31.2.18 現在)

4. これまでの経緯

- | | |
|-------------------|-------------------|
| ・申請書提出 (応募) | 平成 30 年 6 月 19 日 |
| ・一次審査 (書類審査) 通過 | 平成 30 年 8 月 9 日 |
| ・現地調査 | 平成 30 年 11 月 14 日 |
| ・二次審査 (プレゼンテーション) | 平成 31 年 1 月 24 日 |
| ・二次審査結果の通知 | 平成 31 年 2 月 15 日 |

〔 日本農業遺産に認定された地域 : 7 地域 〕
〔 世界農業遺産への認定申請を承認された地域 : 3 地域 〕

4. 今後の予定 (FAO の詳細な審査スケジュールについては未定)

- ・「日本農業遺産」認定証授与式 (平成 31 年 4 月 19 日)
- ・農林水産省の指示に基づき、申請書を国連食糧農業機関 (FAO) に提出
(今秋頃の見込み)
- ・FAO の審査員による現地調査
- ・FAO 審査会による「世界農業遺産」としての認定可否の決定
(申請書提出後 1 年以内に決定の見込み)

5. これからの活用等について (案)

○「日本農業遺産」認定についての発信

- ・「日本農業遺産」認定報告会 (2 月 15 日 17 時～ 県公館)
- ・「祝 日本農業遺産認定」横断幕、ポスター等の製作と県庁内等での掲示 (2 月)
- ・「祝 日本農業遺産認定」シンポジウム (3 月 28 日 16 時～県庁新館 7F 大会議室)
- ・各種イベントでの発信 (3 月 3 日西武百貨店、3 月 17 日アルプラザ水口など)
- ・JA との連携による農産物直売所などでの発信 (ポスターの掲示など) (3～4 月)
- ・チラシ配布やメルマガの配信 (生協会員向け配布、こだわりネットワーク通信、
グリーン購入ネットワーク通信 など (3 月))
- ・フリーペーパー (どきどきサンクス) での掲載 (3 月)
- ・テレビ (びわ湖放送)、ラジオ (FM 滋賀) の放送 (3 月)
- ・大津合同庁舎への大横断幕の設置 (3 月)
- ・「日本農業遺産」認定のぼり旗の製作と設置 約 100 本 (3～4 月)
- ・首都圏での発信 (「ここ滋賀」での企画) (4 月、10 月 (予定)) など

○活用検討部会 (協議会内) の設置

(企業・大学・NPO など多様な主体との連携による)

- ・付加価値向上のための施策の検討 (ブランド力向上)
- ・観光振興へのアプローチ など

※参考：世界農業遺産とは・・・

- ・社会や環境に適応しながら何世代にもわたり形作られてきた伝統的な農林水産業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関 (FAO) が認定するもの。

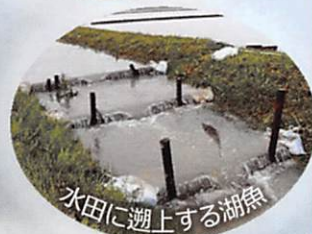
(H 30 年 12 月現在、21 か国 57 地域 (うち日本は 11 地域) が認定を受けている。)

- ・日本農業遺産は上記の国内版で H28 年度に農水省が創設。これまでに 8 地域が認定。今回 (H31. 2. 15) の認定で 7 地域が追加され、計 15 地域となった。
- ・申請については、まず農林水産省に申請し、日本農業遺産に認定される。このうち、世界農業遺産の申請を認められた地域を国連食糧農業機関 (FAO) が審査する。

祝「日本農業遺産」認定！

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業

～森・里・湖に育まれる 漁業と農業が織りなす琵琶湖システム～



伝統的な琵琶湖漁業、「魚のゆりかご水田」、
「環境こだわり農業」、水源林の保全など

先人から受け継いできた「琵琶湖と共生する農林水産業」が

「日本農業遺産」に認定されました！

さらに「世界農業遺産」認定に向けて申請中！

世界農業遺産 (Globally Important Agricultural Heritage Systems : GIAHS(ジ アス))

何世代にもわたり形づくられてきた伝統的な農林水産業と、それに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農林水産業システムを国連食糧農業機関 (FAO) が認定する仕組み。

「日本農業遺産」は、農林水産省が認定する国内版の制度です。

「琵琶湖システム」とは・・・

琵琶湖の伝統漁業や、琵琶湖の魚が産卵や繁殖にやってくる「魚のゆりかご水田」、水環境や生態系の保全に寄与する「環境こだわり農業」や水源林の保全など、滋賀の風土と歴史のなかで生み出されてきた「琵琶湖と共生する農林水産業」が、2019年2月に「琵琶湖システム」として

「日本農業遺産」に認定され、世界への申請も承認されました！

この申請は、琵琶湖と共生する滋賀の農山漁村の魅力と価値を発信し、県産物の高付加価値や観光資源としての活用等により、本県農林水産業を健全な姿で次世代に引き継ぐことを目指すものです。「琵琶湖システム」の価値を国内外に発信し、引き続き、地域の皆様とともに、「世界農業遺産」の認定を目指します！

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会

会員大募集！

年会費
参加費
無料

琵琶湖と共生
する活動の
ネットワークを
広げよう

滋賀の
農林水産業
を次世代へ
継承しよう

みんなで
滋賀から
世界農業遺産を
創ろう

「世界農業遺産」の認定に向けた取組の推進や、強い農林水産業づくり・活力ある地域づくりに向けて、県民、民間団体、企業、大学、研究機関、地方公共団体など多様な主体が連携のもと、活動を行うことを目的としています。詳しくは、下記事務局までお気軽にお問い合わせください。



日本農業遺産
琵琶湖システム

自然がおいしい、心がうれしい。



やっぱり滋賀のものがええなあ



「世界農業遺産」プロジェクト
facebookページ



琵琶湖と共生する滋賀独自の農林水産業の姿など、
「世界農業遺産」を目指す取組をお伝えしています。

安全・安心と健康をもたらす
「琵琶湖と共生する農林水産業」を
生産者、消費者、NPO、企業など
地域の皆様とともに未来へ！！

琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業推進協議会
(事務局・お問い合わせ先)
滋賀県 農政水産部 農政課 世界農業遺産推進係
住所：滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL：077-528-3825
FAX：077-528-4880
E-mail：shiga-giahs@pref.shiga.lg.jp